

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する変更決定処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、箔押し部門で文字組み作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C駅において快速電車通過の際、ホームから線路内に立ち入ったため、電車に轢かれて死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、前回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消し決定を受け、平成〇年〇月〇日、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、

審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する本件処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労基法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」とは、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むものとされている。

(2) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、給付基礎日額の算定に当たり、監督署長が、①日曜日の出勤について法定割増をしていないこと、②始業時刻をタイムカードの出勤打刻ではなく一律に就業規則上の始業時刻としていることは、いずれも誤りであり、結果として、給付基礎日額を算定すべき賃金の総額が不足している旨主張しているので、以下、検討する。

(3) 日曜日の出勤に対する割増率について

ア 労基法第37条において3割5分以上の割増賃金の支払を規定する休日労働とは、労基法第36条第1項により休日に労働させた場合であるところ、行政庁は、昭和23年12月18日付け基収第3970号において「労基法

第36条の規定によって労使の協定をしなければならない休日労働とは、週1回の休日に労働させる場合であり、週1回の休日のほかに使用者が休日と定めた日に労働させる場合は含まない。」としている。

被災者の平均賃金算定期間である平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の出勤状況をみると、決定書理由に説示のとおり、被災者が就業規則に基づく年間休日カレンダーによる所定休日に出勤しているのは、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日の〇日間であることが認められるところ、同就業規則において別段の定めがないことから、1週間を歴週でみると、被災者は、所定休日である同月〇日の土曜日及び平成〇年〇月〇日の月曜日に休日を取得していることが確認できる。そうすると、被災者は、労基法第35条第1項に定める毎週1回の休日を取得しているものと認められ、当審査会としても、上記両日曜日の出勤は、労基法第37条第1項及び政令に規定する割増賃金を支払うべき休日とは認められない。

イ この点、請求代理人は、就業規則によって休日を特定したときには、労働契約上の効果にとどまらず、労基法第35条第1項の休日を定めたものという労基法上の効力も生じ、被災者の日曜出勤は法定の休日に出勤したものと認められるべきである旨主張するが、そのような運用は望ましいとは言えるものの、労基法第35条第1項は「毎週少なくとも1回の休日を与えなければならないこと」を求めているにすぎないから、採用できない。

もっとも、当事者間において特定された休日に労働した場合に割増賃金を支払う旨の契約は自由であるが、就業規則にはそのような定めはなく、当事者間における個別の契約等その旨の合意があったとも認められない。そうすると、上記両日曜日の賃金について割増率を2割5分とした監督署長の算定に誤りは認められず、請求代理人の主張を採用することはできない。

#### (4) 始業時刻について

ア 請求代理人は、被災者は早出残業を行っていた可能性が十分考えられる旨主張するが、会社代表取締役Dは、「被災者にも他の従業員にも（所定の始業時刻よりも早く出勤して仕事するよという指示）は、出していません。それは、早く来てもらう意味が無いからです。当社の業務は分業・流れ作業で行っています。一人だけ早く出勤しても仕事できません。」と述べており、Eは、「被災者に早く来い、という指示はしていません。今日の仕事が

終わったら終わりです。翌日早く出てくる必要はありません。被災者が仕事をしてきた記憶はありません。もし、仕事をしていたら、仕事の跡（成果物）があるはずですが、それはなかったです。私は被災者が1階の作業場に早く来ていたのを見ていません。被災者は、（中略）他の人と同じように8時15分から8時25分に（作業場に）来ていたと思います。（被災者は、）Fさんが出勤してからでないと仕事はできません。」と述べ、Fは、「私はだいたい8時10分から15分くらいに出勤していましたが、年度末以外は被災者もそんなに早くはなかったと思います。」と述べている。これら会社関係者の申述から、被災者が始業時刻前に業務に従事していたことは確認できず、更に一件記録を精査するも、被災者が早出して業務に従事するよう使用者の指示があったことも認められない。

イ この点、請求代理人は、被災者が欠勤し始めた平成〇年〇月〇日以降に、それまでは遅くとも午後7時には退勤していたFが午後9時半過ぎまで残業していたことを根拠に、被災者がFの朝の出勤前に文選の応援をしていたことが推認できる旨主張している。

確かに、Fが繁忙期である平成〇年〇月に残業していたことは確認できるが、Fは、被災者が始業時刻前に文選を応援した旨述べておらず、他に請求人主張の事実をうかがわせる資料もないことに照らせば、被災者がFの出勤前に文選の業務を行っていたと推認することは困難であるといわざるを得ない。

ウ また、請求代理人は、被災者は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇日間連続勤務があり、217時間に及ぶ「極度の時間外労働」に従事していたことから、始業時刻前であっても、直ちに作業を開始したものと考えるのが合理的であるとも主張しているが、被災者の給付基礎日額の算定期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間であるところ、一件記録を精査するも、この間において、被災者が始業時刻より前に業務を行っていたとする合理的な根拠を見いだすことはできない。

むしろ、Fは「被災者には、喫煙の習慣があり、会社の休憩時間あるいは休憩時間外においても煙草を吸っていた」旨述べており、Gは「会社1階は禁煙で、2階では吸える。」と述べていることからすると、被災者は、始業時刻前に本館2階等において喫煙していた可能性がうかがえる。また、請求

人によると、被災者は朝食を出勤途中のコンビニで買っていたことが認められることから、被災者は始業前において朝食をとっていた可能性も考えられる。そうすると、被災者が始業時刻前に作業していたとする請求代理人の主張は、単なる可能性を述べているにすぎず、請求代理人の主張を採用することはできない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、監督署長がした給付基礎日額の算定に誤りは認められないものと判断する。

(6) 請求代理人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。